



国民健康保険料は 納期限までに必ず納付を

安定的な国保制度の運営に取り組んでいます

国民健康保険料（保険料）は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費の支払いに充てる貴重な財源です。保険料は必ず納期限までに納めましょう。

問い合わせ 国保課保険料係（市庁舎1階、☎65・4139）

国保制度を支える保険料

国保の運営主体である北海道が、全道の医療費を推計し、市町村ごとに必要な納付金額を決定します。各市町村は、配分された納付金を納めるために必要な保険料を加入者から集めて、北海道に納付します。

早期未納解消に取り組んでいます

保険料の納付は、6月から3月までの毎月です。市では、納付忘れや未納放置が多額の滞納につながるようコールセンターを設置し、電話による納付予定の確認や早期納付相談を実施しています。

保険料を滞納すると

保険料が納期限までに納められない場合は、督促状を発送します。督促状発送後、未納が解消されない場合は、預金・生命保険・給与などの財産調査を行います。

納付する資力があるにもかかわらず、催告に応じない、納付の約束を守らない、完納の見込みがなく滞納額が増え続けるなどの場合は、滞納処分（差し押さえ）を実施します。また、未納期間や金額に応じて延滞金が発生します。

保険証の有効期間が短縮したり返還を求める場合も

通常、被保険者証（保険証）の有効期間は1年間で、有効期間の終了前に、国保課から新しい有効期間の保険証を郵送します。しかし、滞納が続いた場合には、有効期間が6カ月の短期被保険者証（短期証）を交付したり、保険証の返還を求めることもあります。

納期限までに保険料が支払えないときは相談を

災害や失業、病気、その他の事由で保険料の納付が困難なときは、一定の条件を満たすと保険料の減免や猶予を受けられることがあります。納付に困ったら、滞納したまま放置せず、早めに相談してください。

※新型コロナウイルス感染症の影響による減免制度は下図の通りです。

夜間・休日窓口を開設

国保課にて、毎週火曜日の夜間相談窓口（20時まで）と、毎月最終日曜日の休日相談窓口（8時45分～17時30分）を開設しています。電話相談もできるので、ご利用ください。

保険料は便利な口座振替を

口座振替は、保険料が納期限に自動的に引き落とされるので納め忘れの心配がありません。

キャッシュカードで簡単手続き

次の金融機関は、国保課窓口の専用端末でキャッシュカードと暗証番号の入力により、簡単に口座振替の手続きができます。

〈対象金融機関〉

- * 帯広信用金庫
- * 北海道銀行
- * 北洋銀行
- * ゆうちょ銀行



国保に加入・脱退する場合は届出が必要

国保に加入・脱退する場合は、異動日から14日以内に国保課へ届けてください。国保への加入手

続きが遅れると、保険料をさかのぼって請求することになります。

また、他の保険に加入しても自動で国保を脱退したことはありません。保険料の請求が続いてしまうので、必ず届出をしてください。

国保に加入するとき

- ① 他の市町村で国保に加入していた人が帯広市に転入したとき
- ② 子どもが生まれたとき
- ③ 職場の健康保険を脱退、または扶養から外れたとき
- ④ 生活保護を受けなくなったとき

ほか、①②は戸籍住民課に提出した住民異動届の控え、③は勤め先などが発行する健康保険資格喪失証明書、④は保護廃止決定通知書が必要です。

国保を脱退するとき

- ⑤ 帯広市から転出するとき
 - ⑥ 職場の健康保険に加入、または被扶養者になったとき
 - ⑦ 生活保護を受けたとき
 - ⑧ 死亡したとき
- 手続きには、国保の保険証、窓口に来る人の印鑑と本人確認書類、世帯主と対象者のマイナンバーが分かるもののほか、⑤は戸籍住民課に提出した住民異動届の控え、

⑥は新しい保険証または健康保険資格取得証明書、⑦は保護開始決定通知書が必要です。なお、③と⑥の手続きは郵送で届け出ができます。詳細は、国保課給付係（☎65・4138）へお問い合わせください。

健康保険の任意継続

一定の条件を満たす場合、退職後20日以内に手続きをすれば、退職後も引き続き職場の健康保険（国民健康保険組合を除く）に加入できます。希望する人は、加入していた職場の健康保険の担当窓口にご相談してください。

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免制度

【対象となる人】

- ① 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
- ② 主たる生計維持者の収入減少が見込まれる、次のすべての要件を満たす世帯
 - (1) 事業収入など（事業・不動産・山林・給与）のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込み
 - (2) 令和元年中の所得の合計額が1000万円以下
 - (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年所得の合計額が400万円以下

【減免額】

- ① 全額免除
- ② 減免対象保険料額（A × B / C）に減免割合（D）をかけた金額

| | | | | |
|-------------------------|---|-----------------------------------|---|---|
| 世帯の被保険者全員について算定した保険料（A） | × | 世帯の主たる生計維持者の収入にかかると見込まれる前年の所得額（B） | × | 減免割合（D） （※合計所得金額に応じ下記の通り） |
| | | 主たる生計維持者および世帯の被保険者全員の前年の合計所得額（C） | | 300万円以下：全部（10分の10） 400万円以下：10分の8 550万円以下：10分の6 750万円以下：10分の4 1000万円以下：10分の2 |

【減免対象期間】

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料

【申請方法】

減免申請書および申請理由ごとの証明書類などを国保課に郵送してください。申請書類などは、市ホームページから印刷するか、国保課へ問い合わせください。

【申請期限】 令和3年3月31日(水)

帯広市 国保 コロナ 減免

！ 還付金詐欺に注意してください！

市では、保険料や医療費の還付金については必ず文書で通知しています。市職員を装って、電話で「医療費や保険料が返ってくるので、ATMへ行くように」と言われたら、それは詐欺です。医療費や保険料などの還付金がATMで支払われることは絶対にありません。このような電話は、お金をだまし取る「特殊詐欺（還付金詐欺）」のため、帯広警察署（☎25・0110）に相談してください。

